

市内の農業者の皆様へ



令和6年度富津市有害獣防護柵設置事業補助金 ＜有害獣防護柵の購入費用の一部を補助します！＞

イノシシなどの有害獣による農作物への被害防止を図るため、国・県の補助事業に該当しない防護柵（電気柵及びワイヤーメッシュ柵）を設置した際の購入に要する経費の一部を補助します。

1 補助内容

補 助 率：補助対象経費の2分の1以内 補助金額：上限5万円

2 対象者

市内に住所を有する農業者（前年の農業所得がある個人、団体または法人）で、市税の滞納がない者

3 対象要件（次のすべてに該当すること）

- ・ 防護柵を設置する農地が市内にあること
- ・ 防護柵を設置する農地（全部または一部）を所有または借用し、耕作されていること
- ・ 防護柵を設置する農地の面積が10アール以上であること
- ・ 防護柵の延長が120メートル以上であること
- ・ 設置する防護柵の法定耐用年数が電気柵8年、ワイヤーメッシュ柵14年であり、有害獣の侵入を防ぐと認められる構造であること
- ・ 立地する農地の地形等により、防護柵を3戸以上での共同設置ができないもの
- ・ 過去に国または県による同様な事業の補助金の交付を受けていないこと

4 申請に必要なもの

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ① 補助金交付申請書 | ⑤ 見積書（明細を確認できる書類） |
| ② 事業計画書 | ⑥ 決算書等（前年の農業所得がわかる書類） |
| ③ 設置場所一覧表 | ⑦ 市税の納税状況確認同意書 |
| ④ 設置場所の位置図 | ※①～③、⑦の様式は市ホームページからダウンロードできます。 |

※ 注意事項

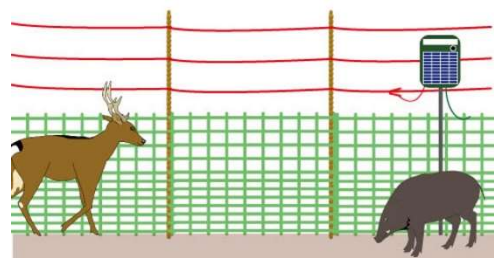
- ・ 申請前に購入したものは補助の対象外となります。
- ・ 申請期限は令和7年2月28日（金）までです。ただし、予算が上限に達した時点で受付を終了します。

【申請先及び問い合わせ先】

富津市役所

建設経済部 農林水産課 鳥獣対策室

TEL：0439-80-1284



ワイヤーメッシュ柵と電気柵の施工の一例（イメージ）